

令和4年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

(概要)

要望が認められたもの

- (1) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】
- (2) 博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】
- (3) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】
- (4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止【所得税等】

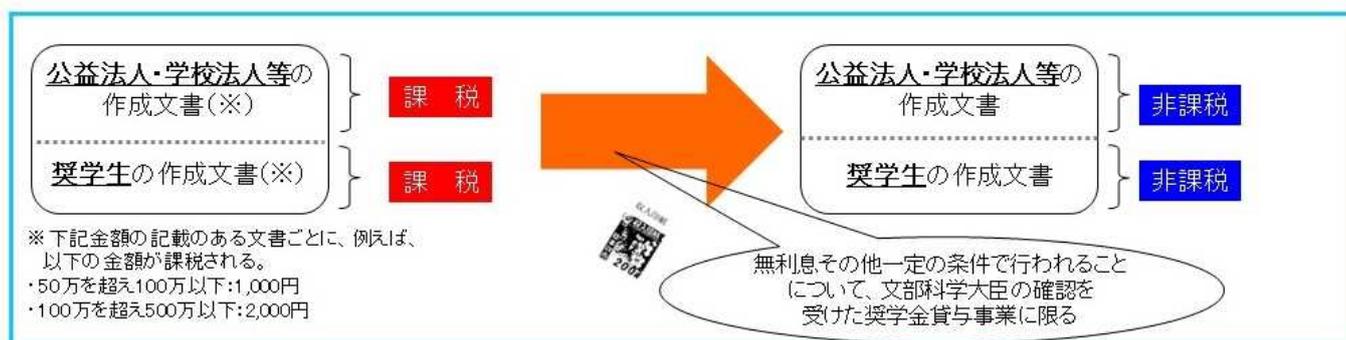
その他要望していたもの

- ゴルフ場利用税のあり方の見直し【ゴルフ場利用税】
- 個人所有の登録有形文化財（建造物）の修理費用に係る税額控除の創設【所得税】

○要望が認められたもの

(1) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

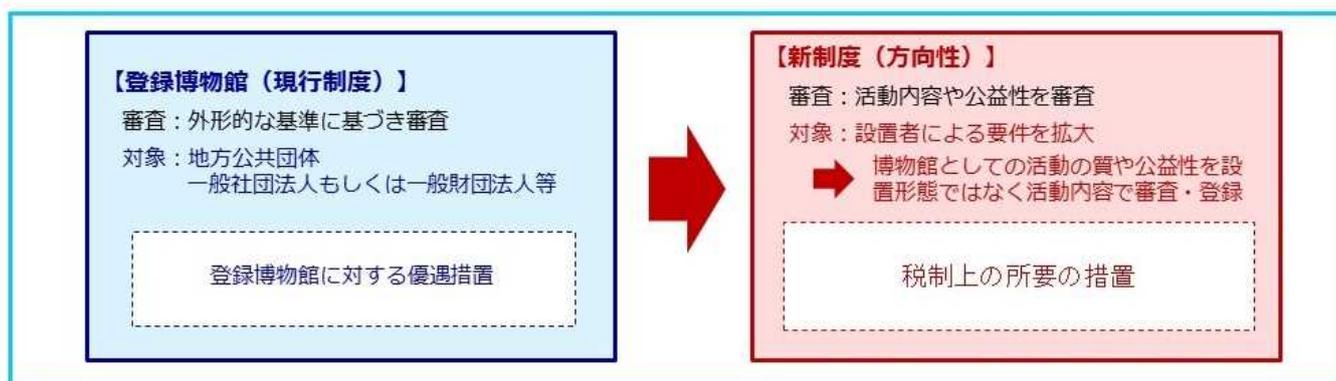
公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業の借用証書等に係る印紙税の非課税措置について、適用期限を **3年延長** する（令和7年3月31日まで）。



(2) 博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】

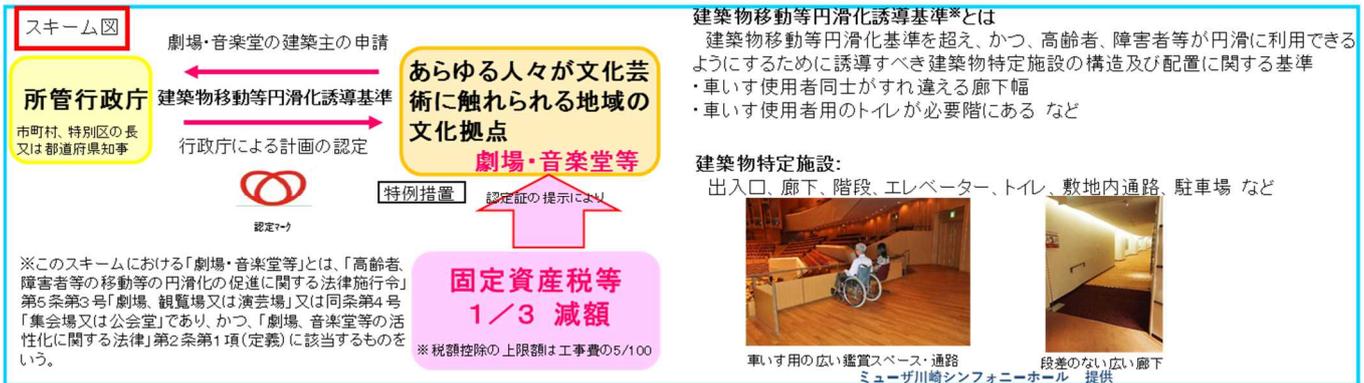
社会的・地域的課題への対応など、多様化・高度化する役割に博物館が対応していくことを促進するための制度の見直しに伴い、関連の法改正を前提に、**税制上の所要の措置**を講じる。

※地方税のうち固定資産税等については改めて対応を行う。



(3) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長 【固定資産税等】

公益法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準(※)に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する特例措置について、適用期限を2年延長する(令和6年3月31日まで)。



(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止【所得税等】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営を支援するための、来日する大会関係者である個人及び外国法人を対象とした、大会関連活動に係る所得税・法人税等の非課税措置については、本年において大会の開催を終えたことから、令和3年12月31日までの適用期限の到来をもって廃止する。